PAYGATE包括加盟店規約
（電子マネー）

Ver2.3

2026.10

株式会社スマレジ

© Smaregi, Inc.

PAYGATE包括加盟店規約
（交通系電子マネー/QUICPay/iD/楽天Edy/nanaco/WAON）

第1条（総則）
本規約は、第2条に定める加盟店が、日本国内の店舗、施設において、株式会社スマレジ（以下「当社」という）が運営・管理を行う役務である「電子マネーサービス及びその他サービス」（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、加盟店と当社との間の契約関係（以下「本契約」という）について定めるものです。

第2条（用語の定義）
本規約における各用語の定義は以下各号のとおりとします。

1. 「対象カード会社」とは、三菱UFJニコス株式会社、株式会社ジェーシービーおよびこれらの会社が日本国内、国外で現在および将来において提携する会社、組織（以下「提携カード会社」という）をいいます。
2. 「電子マネー加盟店」とは、対象カード会社の電子マネーに関する加盟店規約（以下「対象カード会社規約」という）を承認のうえ、当社を通じて対象カード会社に加盟を申し込み、対象カード会社が加盟を承認した個人・法人および団体をいいます。
3. 「電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、電子マネー事業者の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。
4. 「ICカード等」とは、利用者が電子マネーを記録・利用するための、ICチップを内蔵するカード等の情報記録媒体をいいます。
5. 「電子マネー事業者」とは、電子マネーの事業を行う会社・組織をいいます。
6. 「発行者」とは、事業者が電子マネーの発行者として指定する会社、組織をいいます。
7. 「利用者」とは、発行者が定める電子マネーに関する取扱規則や約款（付随する細則等を含み、以下「電子マネー取扱規則」という）に同意し、電子マネーを利用する者をいいます。
8. 「チャージ」とは、発行者の定める方法でICカード等に電子マネーを積み増しすることをいいます。
9. 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額の電子マネーを引去り、発行者の電子計算機、ICカード等または電子マネー加盟店の端末に同額の電子マネーが積み増しされることをいいます。
10. 「電子マネー取引」とは、利用者が電子マネー加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウエア等の商品または役務（以下「商品等」という）を購入し、または提供を受けた際に、金銭等に代えて電子マネーを電子マネー加盟店の電子マネー端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
11. 「偽造」とは、発行者の承諾を受けずに複製等により、電子マネーと同様または類似の機能を持つ電子的情報を作出することをいいます。
12. 「変造」とは、発行者の承諾を受けずに電子マネーに変更を加え、元の電子マネーと内容が異なり、かつ電子マネーと同様または類似の機能を有する電子的情報を作出することをいいます。
13. 「機器等費用」とは、加盟店が本サービスを利用するにあたり、当社又は当社が認めた法人等から購入する付属機器及びプリンター等（以下「機器等」という）の費用をいいます。
14. 「登録料」とは、加盟店が本サービスの利用を開始するために当社決済システムその他の事務処理に関して加盟店に課金される費用をいいます。
15. 「月額利用料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用するにあたり、当社に対して発生する料金をいいます。
16. 「決済手数料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用した電子マネー取引に対して一定の割合で発生する料金をいいます。
17. 「トランザクション料」とは、サービス開始日以降、加盟店が本サービスを利用した電子マネー取引1件ごとに発生する料金をいいます。
18. 「諸費用」とは、振込手数料など、本条第13号ないし第16号の費用及び料金に該当しない当社が規定した費用をいいます。
19. 「振込代金」とは、電子マネー取引精算金から、本条第13号ないし第18号の費用及び料金を差し引いた金銭をいいます。

第3条（本サービスの申込み、契約の成立）
1. 加盟店申込者は、本サービスを利用したいときは、本規約を承認の上、対象カード会社と加盟店契約を締結するために必要な業務について、その処理に必要な代理権を当社に付与した上で次の各号に定める書面に虚偽なく情報を記入し、当社に提出するものとします。
   （1）当社の指定する加盟店申込書

© Smaregi, Inc.

（2）前号のほか、加盟店審査のために対象カード会社及び当社が特に要求する資料

2. 当社は、前項の書面を受領後、加盟店申込者が希望する電子マネーのブランド並びにその他当社が提供する決済処理等（以下「決済処理等」という）を効率的に行えるように調整を行い、これらの決済処理等ができる対象カード会社等に対して加盟店審査の申請を行います。
3. 対象カード会社が行う加盟店審査の結果、対象カード会社から加盟店申込者を加盟店として適当と認める旨の通知が当社に到達し、当社が承諾したときは、その時点で加盟店申込者と当該対象カード会社との間で加盟店契約が成立するものとします。
4. 対象カード会社が行う加盟店審査の結果、対象カード会社から加盟店申込者を加盟店として不適当と認める旨の通知が当社に到達したときは、加盟店申込者と当該対象カード会社との間での加盟店契約は成立しません。なお、当社は、対象カード会社による加盟店審査の結果が不適当であった理由について加盟店に説明する義務を負わないものとします。
5. 加盟店と対象カード会社との間で締結される加盟店契約の内容は、対象カード会社が定めた加盟店規約をはじめとする規則及び本契約の内容となります。ただし、加盟店規約等の規則と本契約の内容が異なる場合は本規約の内容が優先するものとします。
6. 加盟店申込者が対象カード会社の既存加盟店の場合は、既存の契約を優先し当該契約は成立しないものとする。

第4条（本サービス提供条件）

1. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。
2. 加盟店は、当社が認めた本サービスを利用できるものとし、他の目的で当社システムにアクセスしないものとします。
3. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾を得ずに加盟店を通じて第三者に本サービスを利用させることはできないものとします。
4. 当社から加盟店への通知は、本サービスの提供に伴い閲覧に供する当社サイトに掲載又は通知内容を記載した電子メール若しくは書面を送付する等、当社が適当と判断する方法により行います。
5. 当社は、当社所定の管理用WEBサイト（以下「関連提供サイト」という）又は電子メールをもって請求書に代えることができるものとします。
6. 当社から加盟店への通知を関連提供サイトへの掲載又は電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された時に到達したものとします。「インターネット接続サービス用設備に入力された」とは、加盟店が通常の方法でアクセスすれば、閲覧できる状態におくことを意味し、加盟店が実際に閲覧したことまで必要とはしないものとします。
7. 加盟店は、本サービス利用にあたって、自らの費用と責任で必要な電気通信設備及び機器等を用意し、本サービスを利用可能な状態におくものとします。
8. 加盟店は、本契約に基づき当社から発行されたIDを第三者に貸与及び第三者と共有してはならないものとします。また、IDに対するパスワードを第三者に開示及び漏えいすることのないように、適切な管理を行うものとします。なお、加盟店の管理上の問題によって、当社、対象カード会社及び利用者が損害を被った時には、すべて加盟店の責任と負担で解決するものとします。
9. 本サービスに関して、明示、黙示を問わず、当社による保証はなく、その提供される時点で有する状態でのみ提供されることとします。
10. 本サービスの品質及び成果に関するリスクは、加盟店負担となります。
11. 当社は、いつでも本サービスの一部又は全部の内容を変更、修正及び削除等できるものとします。
12. 当社は、前項の措置によって生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。
13. 端末機の利用については別途当社が定める利用規約に基づくものとします。

第5条（業務委託）

加盟店は、当社に対して、次の各号の業務について、その処理に必要な包括代理権を当社に付与した上で委託し、当社はこれを受託し、善良なる管理者の注意をもって対象カード会社に対して受託業務を処理します。

（1） 対象カード会社との電子マネー加盟店契約（間接加盟店契約を含む）の締結およびこれに付随する合意

（2） 以下に定める事項

1 電子マネー加盟店に関する届け出。

2 その他当社及び電子マネー加盟店申込者または電子マネー加盟店が合意し、対象カード会社が承認した業務。

2. 当社は、加盟店の代理人として本サービスに関する業務受託（以下「業務受託」という）を実施することについて、対象カード会社との間で当社が代理店として業務受託を実施することに関する契約を締結し、これを維持します。
3. 当社は、利用者に対して安心、安全な決済処理等を利用してもらえるよう、また、加盟店が本サービスを継続して利用できるよう、必要に応じて加盟店に対し、指導監督を行うことができるものとします。
4. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。また、当社が業務委託を許諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての業務及び責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者が委託業務に関連して当社及び対象カード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社及び対象カード会社の損害を賠償するものとします。

© Smaregi, Inc.

第6条（届出事項の変更）
1. 加盟店は、当社及び対象カード会社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、カード取扱店舗及び振込指定金融機関口座並びにその他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により、当社及び対象カード会社へ届出し、承諾を得るものとします。
2. 前項の届出がないために、当社又は対象カード会社からの通知、送付書類若しくは振込代金が延着又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

第7条（電子マネー取引）
1. 加盟店は、利用者からICカード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本契約に従い、正当かつ適法に電子マネー取扱店舗において電子マネー取引を行うものとします。ただし、当社から電子マネー取引につき特に指示があった場合は、当該指示に従うものとします。
2. 加盟店は、提示されたICカード等について端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該ICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。
3. 加盟店は、明らかに模造もしくは破損と判断できるICカード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合には電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
4. 電子マネー取引においては、利用者のICカード等から端末に、商品等の代金額に相当する電子マネー等の移転が完了した時点で、利用者の加盟店に対する代金債務は消滅するものとします。
5. 加盟店は、前項に基づき消滅した利用者の代金債務につき、直ちに対象カード会社が免責的に引受等を行うこと、また、対象カード会社が引受等を行うに先立ち、事業者または発行者が免責的に引受等を行う場合があることにつき、あらかじめ同意するものとします。
6. 加盟店は、電子マネー取引を行うにあたっては、端末および当該端末を接続する機器により取引代金を入力し、移転を行うものとします。このとき加盟店は利用者に対し、取引代金および電子マネー等の残額の確認を求め、その承認を得るものとします。
7. 加盟店は、1回の電子マネー取引を、2枚以上のICカード等により行うことはできないものとします。なお利用者の電子マネー等の残額が取引代金に満たない場合は、当社が特に認めた場合および当社が特に制限した場合を除き、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとします。
8. 加盟店は、本件システムの障害時、本件システムの通信時、または本件システムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当社、対象カード会社、事業者および発行者は責を負わないものとします。
9. 加盟店が電子マネー取引の売上として利用者のICカード等から引去ることができる電子マネー等は、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみとし（ただし、本条第7項による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く）、現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、加盟店は、通常1回の電子マネー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引してはならず、かつ、電子マネー取引に際し、電子マネー等のチャージと移転を複数回繰り返すこと等もできないものとします。

第8条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）
1. 加盟店は、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連諸法令を遵守して、電子マネー取引を行うものとします。
2. 加盟店は、本条第3項に定める場合、または当該電子マネー取引を行ったならば本契約の一部もしくは全部の条件に違反することとなる場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求する等、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。
3. 加盟店は、次の各号の取引に該当する電子マネー取引を行わないものとします。
   （1）公序良俗違反の取引
   （2）法律上禁止された商品等の取引
   （3）特定商取引に関する法律に違反する取引
   （4）消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
   （5）当社又は対象カード会社が利用者の利益の保護に欠けると判断する取引
   （6）利用者が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
   （7）その他当社又は対象カード会社が不適当と判断する取引
4. 加盟店は、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券及びその他の有価証券などを取り扱うことができないものとします。ただし、当社及び対象カード会社が個別に承諾した場合はこの限りではないものとします。
5. 加盟店は、当社または対象カード会社から依頼があった場合、本規約に定める事項、利用者の電子マネー取引の使用状況などの調査及び資料の提出に速やかに応じるものとします。
6. 加盟店は利用者から電子マネー取引および商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合、または、利用者、関係省庁その他の行政機関等から本条2項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
7. 加盟店は当社または対象カード会社の定める商標等に関して紛議が発生した場合には、当社にその旨を直ちに連絡するものとします。

© Smaregi, Inc.

第9条（商品等の引渡し）
1. 加盟店は、電子マネー取引を行った場合、利用者に対し、原則として直ちに商品等の引渡し又はサービスの提供をするものとします。ただし、売上票記載の売上日に商品等の引渡し又はサービスの提供をすることができない場合は、会員に対し、書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
2. 加盟店は、電子マネー取引による商品等に関する引渡し若しくはサービスの提供等を複数回又は継続的に行う場合、その商品等の引渡し又はサービスの提供方法等に関して、あらかじめ当社及び対象カード会社に申し出、当社及び対象カード会社の書面による事前の承諾を得るものとします。

第10条（無効ICカード等の取扱い）
加盟店は、当社または対象カード会社から特定のICカード等を無効とする旨の通知を受けた場合（特定のICカード等を無効とする旨のデータ（以下「ネガデータ」という）を端末機が受信した場合を含む）、当該通知によって無効とされたICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。また、加盟店は、無効とされたICカード等について、当社または対象カード会社の指示に従った取扱いを行うものとします。

第11条（偽造および変造された電子的情報の取扱い等）
1. 加盟店は、端末機に受け取った電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造または変造されたと判断できるICカード等その他ICカード等の有効性が明らかに疑わしいICカード等を提示された場合には、当社または対象カード会社の指定する方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとします。
2. 加盟店が前項に違反して取引を行った場合、加盟店は当社に対し当該取引にかかわる売上債権金額に対応する電子マネー取引精算金の支払を請求することができないものとします。
3. 加盟店が本条第1項に規定する連絡を含む本契約上の義務を遵守し、かつ加盟店が合理的な資料に基づき以下の各号のいずれにも当たらない旨証明した場合には、当社は加盟店に対し、当社または対象カード会社が確認することができる金額を限度として、偽造または変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとします。
   （1）加盟店または、加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をした場合
   （2）加盟店が当該電子的情報を受ける際に、当該電子的情報が偽造または変造されたのであることを知っていた場合、または加盟店が重大な過失により当該電子的情報が偽造もしくは変造されたことを知らなかった場合
4. 紛失・盗難されたICカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による電子マネー取引が発生した場合に、当社または対象カード会社が加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとします。また加盟店は、当社または対象カード会社から指示があった場合または加盟店が必要と判断した場合には、加盟店または電子マネー取扱店舗が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第12条（返品等の取扱い）
1. 加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他により利用者との電子マネー取引の取消しを行う場合、利用者に対して当該電子マネー取引による売上債権金額相当の金員を現金で払い戻すものとします。この場合であっても、加盟店は対象カード会社および当社に対して第18条に基づく本サービスの料金を支払うものとします。ただし、対象カード会社が指定する条件により電子マネー取引を取消す場合には、電子マネー等を当該取引に使用したICカード等に積み増すことにより払い戻しができるものとします。
2. 加盟店は、電子マネー取扱規則に定める、利用者の利用制限事由に該当するおそれがあると合理的に判断される場合、本規約に別段の定めがあるときを除き、前条第1項に準じて当社に連絡するものとし、当社の特段の指示がある場合には、これに従うものとします。

第13条（電子的情報の送受信および電子マネー取引の売上債権金額の確定・確認）
1. 加盟店は、電子マネー取引によって利用者のICカード等より移転された電子マネーおよびこれに付随する情報を、対象カード会社の定める通信手段・手順等により対象カード会社の指定するサーバ（以下「中継サーバ」という）に移転および送信を行うものとし、またネガデータ等を受信するものとします。
2. 前項の通信にかかわる費用は、加盟店の負担とします。
3. 加盟店と対象カード会社の間の電子マネー取引に関する売上債権金額は、加盟店が端末を使用し、対象カード会社の定める通信手段・手順により中継サーバへの移転および送信を完了させた時点で、確定するものとします。

第14条（電子マネー取引精算金）
1. 当社または当社が指定する第三者、加盟店が、本契約に従って利用者に電子マネー等を利用させることにより取得する売上債権を対象カード会社規約に従い加盟店に対して支払う（以下この支払の対象となる金員を「電子マネー取引精算金」という）ものとします。
2. 当社は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに加盟店が取得した売上債権について、前項記載の支払をするものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。

© Smaregi, Inc.

3. 当社の加盟店に対する電子マネー取引精算金の支払に関する、当社、対象カード会社および加盟店の間の法律関係については、すべて対象カード会社規約の規定に従うものとします。なお、加盟店は、対象カード会社規約記載の電子マネー取引精算金の支払手続を、当社が当該対象カード会社規約に基づき、加盟店を代理して行うことを承諾します。また、この場合、当社は、対象カード会社に代わって、電子マネー取引精算金を立替払いします。

第15条（電子マネー取引精算金の支払）
1. 当社の加盟店に対する電子マネー取引精算金の支払は、加盟店より当社へ移転を完了させた電子マネー取引に関する売上金額の当社到着日を基準とする電子マネー取引金額から第18条に定める所定の料金を差し引いた金額を加盟店が指定する金融機関口座に振込むことにより支払うものとします。毎月1日から15日までの到着分は当月末日に、毎月16日から末日までの到着分は翌月15日に支払うものとします。なお、加盟店は当社との合意により前述のうちいずれかの月1回の支払を選択できるものとします。また、当社は、前述にかかわらず、毎月15日までの到着分を翌月15日に支払うことが指定できるものとします。
2. 前項の当社からの支払日が金融機関休業日の場合、支払日が15日のときは翌営業日、月末日のときは前営業日を支払日とします。
3. 加盟店は、当社との間で第1項に定める支払方法を取決めるものとし、当社の承認なくして、この支払方法を変更することはできないものとします。
4. 当社は、第1項の支払を第三者に委託できるものとします。
5. 当社は、電子マネー取引精算金及び第5項の精算金の支払が完了した後、加盟店に対して当該支払に係る支払通知書を送付するものとします。
6. 当社または当社が指定する第三者は、当社が金融情勢および社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、本条に定める事項につき、当社が合理的と判断した範囲において、変更できるものとします。
7. 第1項の支払いに関する振込手数料は当社が定める金額を加盟店が負担します。

第16条（電子マネー取引精算金の支払いの取消及び保留）
1. 当社は、加盟店と当社の間の電子マネー取引精算金の支払の対象となった売上債権について、以下の事由が生じた場合には、当該電子マネー取引精算金の支払を取消し、または解除できるものとします。
   (1)　本規約に違反したとき。
   (2)　対象カード会社規約により、加盟店が電子マネー取引精算金の支払を受けることができないと きまたは、受領済みの電子マネー取引精算金の返還請求をうけるべきとき。
2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、その旨を表示します。また、その電子マネー取引精算金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該電子マネー取引精算金を直ちに返還するものとします。加盟店が当該電子マネー取引精算金を返還しない場合には、当社は次回以降に加盟店に対して支払う電子マネー取引精算金から当該代金を差し引けるものとします。
3. 当社が、加盟店と当社の間の電子マネー取引精算金の支払の対象となった売上債権について本条第1項記載の各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当社は調査が完了するまで電子マネー取引精算金の支払を保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は当社または対象カード会社の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該電子マネー取引精算金の支払を相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該電子マネー取引精算金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。

第17条（加盟店等とのカード利用代金の支払いの取消及び保留）
1. 加盟店が、当社と加盟店契約・この契約または本契約と同様・類似の契約（以下「加盟店契約等」という）を締結している加盟店（以下「加盟店等」という）でもある場合には、当社は、本契約に基づく加盟店の当社に対する未払金を加盟店契約等に基づく当社の加盟店に対する未払金から差引くことができるものとします。
2. 前項の場合、当社は、加盟店契約等に基づく加盟店の当社に対する未払金を、本契約に基づく当社の加盟店に対する未払金から差引くことができるものとします。
3. 本条第1項の場合、当社は、加盟店契約等に基づき加盟店に対する支払を保留するに際して、本契約に基づく当社の加盟店に対する支払についても保留することができるものとします。この保留金の取扱いについては、加盟店契約等に基づき保留した保留金と同様とします。

第18条（本サービスの料金）
1. 加盟店は、本サービスの対価として、当社に対して所定の登録料、月額利用料、決済手数料及びトランザクション料を各々に課せられる消費税と合算して支払うものとします。なお、1円未満は切り捨てとします。
2. 本サービスの料金の発生時期は、次の各号のとおりです。
   (1)　登録料は、加盟店申込者が本サービスの利用を開始するために当社に本契約を申し込んだ日
   (2)　月額利用料、決済手数料及びトランザクション料は、本端末納品日以降
3. 支払期限を経過しても加盟店から登録料が支払われない場合、当社は、前条に定めるとおり電子マネー取引精算金から当該登録料を差し引くことができ、加盟店は、あらかじめこのことについて了承するものとします。
4. 加盟店は、本契約の最初の更新を行う前に第28条に基づき中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべ

© Smaregi, Inc.

き月額利用料を支払うものとします。
5. 当社は、既に受領した本サービスの料金について、いかなる場合も加盟店に返還しません。
6. 本条に規定する本サービスの料金に関する振込手数料及び公租公課は、加盟店が負担するものとします。

第19条（差押等の場合の処理）
売上債権に関する電子マネー取引精算金の支払債権の差押、滞納処分等があった場合、当社および対象カード会社は当該電子マネー取引精算金債権を当社および対象カード会社所定の手続に従って処理するものとし、当社および対象カード会社は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。
加盟店は、当社から依頼があった場合、利用者の電子マネーの使用状況などの調査に協力するものとします。また、当社から電子マネーの取扱いに関する資料の請求があった場合、すみやかにその資料を提出するものとします。

第20条（加盟店情報の収集、保有及び利用）
1. 加盟店およびその代表者または当社に加盟店契約の申し込みをした個人・法人・団体およびその代表者（以下、併せて「加盟店等」という）は、当社が本項（1）に定める加盟店等の情報のうち個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
   （1） 本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社と加盟店等の間の加盟申込審査、加盟後の管理取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査、電子マネー利用促進にかかわる業務、加盟店等の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにクレジットカード等の利用促進にかかわる業務のために、以下の加盟店等の情報（以下「加盟店情報」という）を収集、利用すること。
      1 加盟店等の名称・所在地・郵便番号・電話番号・代表者の氏名・住所・生年月日・電話番号等加盟店等が加盟申し込み時および変更届け時に届け出た事項。
      2 加盟申込日・加盟承認日・端末番号・取扱商品・販売形態・業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項。
      3 加盟店の電子マネーの取扱状況。
      4 当社が収集した加盟店等の電子マネー取引履歴。
      5 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項。
      6 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿・住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
      7 電話帳・住宅地図・官報等において公開されている情報。
      8 当社または対象カード会社が加盟を認めなかった場合、その事実および理由。
      9 利用者から当社または対象カード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社または対象カード会社が利用者、およびその他の関係者から調査収集した情報。
      10 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報。
      11 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）。
   （2） 以下の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社お問合せ窓口へ連絡するものとします。）
      1 当社が本規約に基づいて行う業務。
      2 宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内。
      3 当社のクレジットカード事業その他当社の事業（当社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発。
   （3） 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 加盟店等は、前項（1）①から⑪の加盟店情報のうち個人情報を、対象カード会社が、加盟店の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、電子マネー加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびに電子マネー利用促進にかかわる業務、クレジット加盟申込審査、クレジット加盟後の管理等取引上の判断、クレジット加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにクレジット利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
3. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項、第2項と同様に取扱うことに同意します。
4. 加盟店等は、対象カード会社の加盟店規約記載の加盟店等に関する情報（加盟店情報も含まれるがこれに限られない。）が同規約にしたがって取扱われることに同意します。

第21条（加盟店情報の開示、訂正、削除）
1. 加盟店等は、当社に対し、所定の手続きにより保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、対象カード会社が保有する加盟店情報の開示請求は、それぞれの所定の手続きにより各社、各機関に対し行うものとします。
2. 万が一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社及び対象カード会社は、速やかに訂

© Smaregi, Inc.

正又は削除に応じるものとします。

第22条（契約不成立又は契約終了後の加盟店情報の利用）
1. 当社及び対象カード会社は、当社又は対象カード会社が加盟を承諾しない場合であっても、第20条及び第21条に基づき、加盟申込の情報を利用します。
2. 当社及び対象カード会社は、本契約終了後も第20条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社又は対象カード会社が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第23条（電子マネー取引に関する情報等の機密保持）
1. 加盟店等は、本契約に基づいて知り得た利用者番号その他のカード及び利用者に付帯する情報並びに当社及び対象カード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という）又は本契約等に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。
2. 加盟店等は、前項の情報が第三者に漏えいすることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店等は、本条第1項記載の情報につき、漏えい等が発生した場合には、直ちに当社に連絡するものとします。
4. 当社は、加盟店等で本条第1項記載の漏えい等が発生したと判断される合理的な理由がある場合には、加盟店等に対して、漏えい等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店等はこれに誠意をもって協力するものとします。
5. 加盟店等は、本条第3項の場合、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。
6. 加盟店等は、自らの責に帰すべき事由により、漏えい等又は目的外利用による損害が発生した場合には、当社は、加盟店等に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。
7. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第24条（電子マネー取引の停止）
加盟店が次の各号の事項に該当する場合、当社は、本契約に基づく電子マネー取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、電子マネー取引を行うことができないものとします。
（1） 当社が、前条第1項の漏えい又は目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
（2） 当社が、加盟店が第30条第1項に該当する疑いがあると認めた場合
（3） その他、当社が必要と認めた場合

第25条（取引記録の保管）
1. 加盟店は、本サービスを利用して行った利用者との取引に関する記録を7年間保管するものとし、当社又は対象カード会社から請求があるときは、速やかに当該取引に関する記録を当社に提出するものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用して行った利用者との取引に関して当社が受領した記録を、当社が保有することをあらかじめ承諾します。

第26条（契約期間）
1. **本契約の利用期間、最低利用期間、更新及び加盟店からの解約については、当社が別に定めるPAYGATE利用規約の定めに従うものとします。**

第27条（契約解除）
1. 前条の規定にかかわらず、加盟店が次の各号の事項のいずれか一つに該当するとき、当社は、加盟店に対し催告することなく直ちに本契約を解除することができ、かつ、その場合当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
（1） 加盟店申込書等加盟に際し当社及び対象カード会社に提出した書面並びに第6条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
（2） 不正に電子マネー取引精算金を請求、受領したとき。
（3） 第16条の電子マネー取引精算金の返還に応じなかったとき。
（4） 前各号のほか本規約または対象カード会社規約に違反したとき。
（5） 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。
（6） 対象カード会社規約に基づき、一部又は全部の対象カード会社との電子マネー加盟店契約が終了したとき。
（7） その他加盟店として不適当と当社が判断したとき。
2. 当社が、加盟店が前項のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、第16条第3項の規定を準用するものとします。
3. 当社は、第3条に規定する加盟店審査の結果、対象カード会社から加盟申込者を加盟店として不適当と認める旨の通知が当社に到達したとき又は加盟店が対象カード会社と締結している加盟店契約を終了したことを覚知し

© Smaregi, Inc.

たときは、加盟申込者又は加盟店に対し通知の上で本契約を解約することができるものとします。
4. 加盟店は、加盟店と対象カード会社との間で締結される第3条に定める契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約がこれと同時に解約されることにつき、あらかじめ了承します。

第28条（契約終了後の処理）
1. 第26条または第27条により本契約が終了した場合、加盟店および当社は、契約終了日までに行われた電子マネー取引を本規約および対象カード会社規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではありません。
2. 当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店との間で既に支払の対象となっている電子マネー取引精算金の支払を取消すか、加盟店に対する電子マネー取引精算金の支払を保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに、当社が加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）をすみやかに当社に返却するものとします。なお、端末機については、法律に従い加盟店の責任の下処分を行う。

第29条（本サービスの終了）
1. 当社は、当社の都合で本サービスの一部又は全部を廃止し、その提供の終了に伴い、すべての加盟店について本契約の一部又は全部を終了する場合があります。
2. 当社は、前項の場合には、原則として、3か月前までにその旨を所定の方法で加盟店に通知するものとします。ただし、対象カード会社等の事情に基づいて廃止する場合又は緊急でやむを得ない事態が発生した場合には、この限りではないものとします。
3. 前二項に定める本サービスの一部又は全部の廃止又は終了によって加盟店に何らかの損害が生じたときも、当社は責任を負わないものとします。

第30条（反社会勢力との取引拒絶）
1. 当社及び加盟店は、自ら（加盟店の場合は加盟店等を含む）、自らの親会社及び子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、次の各号の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。また、当社及び加盟店は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を相手方に通知するものとします。
   (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
   (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
   (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
   (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
   (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
   (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
   (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
2. 相手方が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社、加盟店又は対象カード会社が認めた場合、当社、加盟店及び対象カード会社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社及び対象カード会社に生じた損害を相手方が賠償するものとします。また、この場合、第28条第2項の規定を準用するものとします。
3. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社又は対象カード会社が認めた場合には、当社及び対象カード会社は前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、振込代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく本サービスを一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社及び対象カード会社が再開を認めるまでの間、電子マネー取引を行うことができないものとします。

第31条（損害賠償）
1. 当社は、加盟店が本契約の定めに違反したときは、加盟店に対してその違反状態の解消を求めることができるほか、加盟店の故意、過失に基づく損害を被った場合は、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 加盟店及び当社が、電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害等それぞれの支配が及ばない事情により本規約に定める義務が履行できなかった場合は、相手方に対し損害賠償の責任は負わないものとします。

© Smaregi, Inc.

3. 当社は、保守点検を目的として当社決済システムを停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、何らの責任を負いません。なお、当社決済システムの停止は、加盟店に対してあらかじめ停止の時期を文書又はメールで通知した上で行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 加盟店の行為により対象カード会社に損害が生じた場合、加盟店は、対象カード会社に損害の賠償を請求されることがあります。
5. 前項の損害賠償請求に関し、当社が対象カード会社に対して加盟店を連帯保証した上で対象カード会社から保証債務の履行を求められた場合、加盟店は、当社の保証債務の履行前であっても求償権に基づく請求を受けた場合にこれに応じます。

第32条（本規約に定めのない事項）
加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定めるPAYGATE利用規約に従うものとします。

第33条（規約の変更）
当社が本規約の変更を行う場合は、1ヶ月の予告期間をおいて変更内容を通知、公告または公表（当社ホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による）し、予告期間経過後は変更後の本規約が適用されるものとします。

第34条（準拠法）
本契約をはじめとして、加盟店と当社の間で締結される諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第35条（合意管轄裁判所）
加盟店及び当社は、加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

（2026年10月02日改訂）

＜別表1＞　売上集計表・売上票の締切日及び売上代金の支払日

売上締切日	支払日
15日	当月末日
末日	翌月15日

※包括加盟店規約にある締切日と支払日になります。
※売上集計表・売上票又は売上データは、売上締切日までの対象カード会社到着分をもって締め切るものとします。
※飲食業、一部サービス業ではショッピング1回払いのみの取り扱いとなります。
※海外発行カードの取り扱いは1回払いのみの取扱いとなります。
※支払日が金融機関休業日の場合には、末日は前営業日、その他の日は翌営業日を支払日とします。

© Smaregi, Inc.